

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年5月14日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：カンボジア国国道1号線・メコン架橋整備事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称 : カンボジア国国道1号線・メコン架橋整備事業準備調
査【有償勘定技術支援】(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号 : 25a00183

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 5 月 14 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第 1 章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：カンボジア国国道 1 号線・メコン架橋整備事業準備調査
【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第 2 章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025 年 7 月 ～ 2026 年 12 月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については 1 年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第 1 回（契約締結後）：契約金額の 26% を限度とする。

2) 第 2 回（契約締結後 13 ヶ月以降）：契約金額の 14% を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(7) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度末(2026年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

東南アジア・大洋州部 東南アジア第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 5月 20日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 5月 21日 12時まで
3	質問への回答	2025年 5月 26日 まで
4	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年 6月 6日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年 6月 19日 11時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/GwJzjVYEZx>

公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記 2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記 2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うに当たっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性・メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載してください。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成に当たっては、本特記仕様書（案）に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、プロポーザルの第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて、指定された記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	環境社会配慮助言委員会に対する方針 （含む代替案（メコン川渡河位置、国道1号線ルート））	第3条（8）
2	運用・効果指標に係る提案（交通量調査／経済調査等）	第3条（14）、（15）
3	本邦技術・デジタル技術の活用に関する検討	第3条（7）、（9）
4	調査期間短縮に向けた効率的な業務工程の検討	第3条（10）
5	自然条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所要期間）	第4条（4）
6	事業コンポーネントに係る代替案検討	第3条（13）、（16）、 （17）、（18）、（20）

【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

本業務は、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するに当たっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第5条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款事業検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検討資料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。
- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で随時十分発注者と協議し、その承諾を得ること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されとの誤解を与えないよう留意すること。
- 本業務では、事業費に関する相手国政府・実施機関との認識の一致に特に留意すること。当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく事業費について相手国政府・実施機関との説明・調整状況について発注者に随時情報共有を行うこと。
- 特に、橋梁設計、道路、建設に係る対象国の技術仕様が2025年3月に改訂されており、これら改訂版の技術仕様について本調査の中でレビューを行い、本邦技術仕様基準との比較、本事業への適用の可否について、検討すること。
- 相手国政府・実施機関への調査説明（事業費を含む）に係る議事録は、5営業日以内に発注者に提出するとともに、ファイナル・レポートに添付すること。

(2) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

- ☒ 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2023年10月）（以下「調達ガイドライン」という。）
- ☒ 円借款事業に係る標準入札書類（以下「標準入札書類」という。）
- ☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022年10月）
- ☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022年10月）
- ☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

- ☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）
- ☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
- ☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）
- ☒ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き
- ☒ JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）
（2021 年 2 月版）（以下「JSSS」という。）
- ☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

② 配布資料（契約締結後に配付）

- 円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準・様式は以下のとおり。
 - （ア）IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017 年 9 月）（以下「IRR マニュアル」という。）
 - （イ）コンサルティング・サービスの TOR
 - （ウ）事業費の積算関連資料³コスト縮減検討関連資料
 - （エ）環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2023 年 5 月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）
 - （オ）カンボジア国南部経済回廊（道路・橋梁セクター）に係る情報収集・確認調査（2024 - 2025）（以下、「先行調査」という）ファイナル・レポート

（3）審査の重点項目

- 本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。
 - ① 適用される技術基準
 - ② 施工計画
 - ③ 調達計画
 - ④ 事業費
 - ⑤ 事業実施スケジュール
 - ⑥ 事業実施体制
 - ⑦ 運営・維持管理体制
 - ⑧ 運用・効果指標
 - ⑨ 内部収益率（IRR）
 - ⑩ 環境社会配慮

³ Excel ファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS (Windows 10 以上) を推奨している（macOS は推奨しない）

（４）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

（５）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 本業務に先立って以下に列挙する様な先行する調査・既存事業が実施されているところ、これら調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行うこと。また、「運輸政策アドバイザー」（個別専門家）を含む実施中案件については情報共有や連携を図りつつ、重複がないよう効率的な調査を実施すること。
- 先行する調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 無償資金協力「国道1 号線（プノンペン～ネアックルン区間）改修計画」（2005-2017）
 - ② 技術協力プロジェクト「住民移転のための環境社会配慮能力強化プロジェクト」（2010 - 2012）
 - ③ 円借款「国道 5 号線改修事業（バットンバンーシソポン間）」（2013-2021）
 - ④ 円借款「国道 5 号線改修事業（プレッククダムースレアマアム間）」（2014-2024）
 - ⑤ 「プノンペン-ホーチミン市高速道路整備計画にかかる情報収集・確認調査」（2014）
 - ⑥ 円借款「国道 5 号線改修事業（スレアマアムーバットンバン間及びシソポンーポイペト間）」（2015-2025）
 - ⑦ 「プノンペン-バベット高規格幹線道路整備事業準備調査」（2015-2017）
 - ⑧ 技術協力プロジェクト「道路・橋梁の維持管理能力強化プロジェクト」（2015-2018）
 - ⑨ 「物流システム改善に係る情報収集・確認調査」（2017-2018）
 - ⑩ 円借款附帯プロジェクト「道路分野における環境社会配慮に関する実施能力向上プロジェクト」（2017-2020）

- ⑪ 「物流システム改善プロジェクト」 (2018-2023)
- ⑫ 「国道1号線及びベトナム国境付近における道路整備・関連施設整備等に係る情報収集・確認調査」 (2019)
- ⑬ 「プノンペン都市交通に係る情報収集・確認調査」 (2021-2023)
- ⑭ 円借款附帯プロジェクト「幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト」 (2021-2025)
- ⑮ 「道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査」 (2022)
- ⑯ 「プノンペンにおける総合交通管理計画及び交通管制センター運営維持管理の能力改善プロジェクト」 (2022-2024)
- ⑰ 「カンボジア国物流改善実施能力向上プロジェクト」 (2024-2027)
- ⑱ 技術協力事業(個別専門家)「運輸政策アドバイザー」(2024-2026)
- ⑲ 「カンボジア国南部経済回廊(道路・橋梁セクター)に係る情報収集・確認調査」 (2024 - 2025)

(6) 本業務における地理的な対象範囲

- ☒ 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

- 本調査の対象事業は別紙1及び先行調査のファイナル・レポートに記載のとおりだが、第3条(14)に記載のとおり、カンボジア国経済・財政省(Ministry of Economy and Finance: MEF)からの要望も踏まえ、国道1号線全体の交通需要を把握し、本調査の対象とする区間の事業効果を整理する観点から、つばさ橋～ベトナム国境のバベットまでの交通量調査及び交通需要予測を実施予定である。このため、本事業対象ではないものの、つばさ橋～バベット間は交通量調査の対象に含める。

(7) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

- ☒ 本業務では以下の点に留意する。
- 本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術の検討に当た

っては、自然条件、施工時の制約条件等を勘案し、施工も見据えた概略設計を作成するとともに、相手国政府・実施機関のニーズ及び意向を十分に把握したうえで、本邦技術の適用を検討すること。

- 本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告すること。
- 適用を提案する本邦技術について相手国政府・実施機関に十分な説明をし、調整を行うこと。
- 本邦企業の事業参入促進に当たっては、関連本邦企業の参入意志に留意しつつ、競争性確保ができるように検討すること。
- 発注者が実施した中小企業・SDGsビジネス支援事業については、過去の採択事業等の情報も参照しつつ、中小企業を含めた本邦企業が有する技術・製品・アイディアの活用の可能性を検討すること。尚、対象国にては、社会基盤分野について直近で以下の事業が実施済・実施中である。
 - ・「路上路盤再生工法普及促進事業」（2018 年度採択）
 - ・「点滅式ソーラーLED ライトによる交通安全システム普及・実証・ビジネス化事業」（2020 年度採択）
 - ・「カンボジア国降雨浸透水による道路陥没防止のための排水シート導入ビジネス化実証事業」（2022 年度採択）
 - ・「ドローンと画像解析技術を活用したインフラ整備計画の DX 化のための普及・実証・ビジネス化事業」（2022 年度採択）
- 本邦企業に優位性があり、かつ本事業に適用可能性があると考えられる技術として以下を想定する。

（道路事業）

- 再生路盤・再生アスファルト
- Dragon Hole（分散性土）対策
- ITS（高度道路交通システム）
- 建設リサイクル技術
- 点滅式LEDライトによる交通危険地域の安全対策システム

（橋梁、フライオーバー事業）

- 鋼・コンクリート合成床版
- ECFストランド（内部充填型エポキシ被覆PC鋼より線）
- 高強度PWS（プレファブ平行線ストランド）
- 鋼管矢板井筒基礎

- 想定する本邦技術の適用にあたり施工上及び契約監理上の留意事項等を整理する

こと。なお、上述の技術以外の提案を妨げるものではない。先行調査の報告書に記載がある適用可能性のある本邦技術についても確認すること。

（８）環境社会配慮

- 本事業は、JICA環境社会ガイドラインに掲げる道路セクター及び影響を及ぼしやすい特性（大規模非自発的住民移転）に該当するため、環境カテゴリAに分類されている。
- 本業務においては、環境アセスメント報告書案、住民移転計画案の作成支援に係る検討を行うこと。被影響住民が公用語と異なる言語を話す場合は、同言語の要約も作成すること。
- 本事業においては、環境社会配慮助言委員会を開催することが想定されている。このため、本業務においては、関連情報の整理や説明資料作成等の支援業務にも対応すること。なお、環境社会配慮助言委員会の案件概要説明及びスコーピングに対する助言確定は、それぞれ2025年8月、2025年10月の全体会合で対応することを想定しているため、迅速な調査立ち上げのため、先行調査で環境社会配慮に関する調査を実施している。先行調査の結果を参考に、環境社会配慮助言委員会（案件概要説明及びスコーピング段階のワーキンググループ）に対する方針（含む代替案（メコン川渡河位置、国道1号線ルート））について、プロポーザルにて提案すること。
- 本業務においては、JICA 環境社会ガイドラインにそって、カンボジア政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第6条 業務の内容」に示す業務を行う。
- カンボジア政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きのうち、特に重要なものを以下に示すが、これに関わらず必要なものは適宜参照すること。また、本事業を実施する際の環境社会配慮に係る最新の手続きについて確認すること。

1) Prakas No. 021 on the Classification of Environmental Impact Assessment for Development Projects

2) Constitution of the Kingdom of Cambodia 1993

3) Land Law 2001

4) Expropriation Law 2010

5) Sub-Decree No.22 ANK/BK: Land Acquisition and Involuntary Resettlement - Standard Operating Procedures for Externally Financed Projects in Cambodia 2018

6) Sub-Decree No: 42 ANRK BK on Air Pollution Control and Noise Disturbance

7) Sub-Decree No: 27 ANRK BK on Water Pollution Control

8) National Law on the Protection of Cultural Heritage

➤ 本業務における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下のとおり。

- ① カンボジアの道路・橋梁セクターにおける過去の類似事業（「国道一号線改修計画」、「ネアックルン橋梁建設計画」、「国道5号線改修事業」を想定）から得られる教訓・事例等を十分に確認して、用地取得・住民移転に関する先方政府の実施体制、実施プロセス、関連法制度を精査した上で、円借款候補事業の形成に際して想定される課題等を整理すること。
- ② 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許可認可手続きや基準等について、JICA環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- ③ 本事業においては、メコン架橋整備において、用地取得・非自発的住民移転が発生する見込み。具体的には、プノンペン側では、集合住宅、戸建て住宅、商店、宿泊施設等が影響を受ける。完全撤去を要する建物が 36 棟となることが見込まれ、この多くが住居であることから、非自発的住民移転となる可能性がある。アレクサ市側は、用地のほとんどが農地、道路および住居である。現道沿道の建物が影響を受けるが、完全撤去を要する住宅は 1 棟となることが見込まれる。こうした見込みを踏まえた対応を行うこと。
- ④ 国道1号線の改良・拡幅においては、フライオーバー部分を除き新たな用地取得の可能性は小さい見込みであるが、国道1号線では商店・家屋が密集している区間が複数存在する。これらの区間においては、バイパスなどの代替案の検討も必要となるが、その場合、新たな用地取得の必要性も想定されるため、環境社会配慮面においても十分に考慮の上で比較検討を行うこと。加えて、先行調査では、ROW（Right of Way：道路用地）内に一定規模の被影響建物数が観察されており、また、事業における補償のありかたに関する検討の必要性が指摘されている。ROW内の被影響建物に関するJICA環境社会ガイドラインとカンボジア法制度の整合性も慎重に確認すること。
- ⑤ メコン川対岸のアレクサ市におけるアクセス道路部分については、カンボジア側によると既存道路の改修・拡幅が想定されているが、対象区間によっては一定規模の被影響建物が存在する可能性があるため、対象区間を確認の上、用地取得や住民移転の有無について確認すること。
- ⑥ 本事業は、フェリー利用者の多くにとっては、渡河時間の大幅な短縮や安全性の向上といった点で、きわめて裨益が大きい一方、フェリー事業者や関連事業者にとって、生計手段に関する負の影響が懸念される。本業務において被影響者への緩和措置を含めて対応を検討すること。

- ⑦ 自然環境の面では、対象地域の周辺に、Key Biodiversity Areas (KBAs) として選定されている地域が2か所存在する。KBAsは生物多様性保全の観点から国際的に重要であると判断された地域であり、「影響を受けやすい地域」として配慮を要する地域である。これらのKBAs の概要を把握し、要望事業が及ぼす影響について確認すること。加えて、メコン川を渡河する架橋の建設がメコン川の生態系へ及ぼす影響についても確認すること。

(9) Information and Communication Technology (ICT) ・デジタル技術の活用

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- カンボジア公共事業運輸省 (Ministry of Public Works and Transport :MPWT) 内での道路・橋梁分野におけるICT・デジタル技術の活用状況及び今後の活用予定について確認すること。JICAは確認結果を踏まえ、本事業でのICT・デジタル技術の活用の可能性について検討する予定。

(10) 迅速化に向けた検討

☒ 相手国側の迅速化への要望に応えるため、本業務及び事業本体の工期短縮化策を検討・提案すること。

(11) 発注者の既存事業等との連携可能性の検討

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（円借款事業を含む有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。
- 想定する既往事業を以下に列挙する。
 - ① 技術協力プロジェクト「プノンペン都総合交通管理能力強化プロジェクト」
 - ② 円借款「国道 5 号線改修事業」
 - ③ 円借款附帯プロジェクト「幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト」
 - ④ 運輸政策アドバイザー（個別専門家）
 - ⑤ 「カンボジア国物流改善実施能力向上プロジェクト」（2024-2027）

(12) 相手国関係機関との調整

☒ 本業務では以下の点に留意する。

- 本調査の実施にあたっては、最終的な結果のみならず、途中段階でも先方実施機関と協議議事録等で調査内容・結果を確認すること。先方関係機関は多岐に

渡っており、各機関で意見が異なることも想定される。加えて、同じ機関であっても異なる部局で意見が異なることも想定され、現地JICA事務所含めた丁寧な調整が必要である。カンボジア側に適切かつ効果的に本調査の進捗や結果を提示するために、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について調整し了承を得ること。

- 本事業の対象範囲や輪切り・スコープ分けの検討・決定においてはMEFが対外借入により実施する事業であることから、MEFの影響力が非常に大きい。そのため、同国及びMEFにおける優先順位や緊急性、期待される効果についてJICAと相談しながら確認すること。MEFとの協議や情報提供を行う場合、事前にJICAの了承を得ること。
- 借入人であるMEFによる意思決定が、円滑な調査実施及び協力内容の検討に必要な不可欠であることから、調査開始時・中間・終盤の必要なタイミングでMPWTとともに進捗報告及び協議を行うことを計画に含めること。また、インセプション・レポートやインテリム・レポートなどの各種協議に際してはMEFにも情報共有を行いつつ本業務にあたること。
- 必要に応じてMPWTの予算確保及びMEFからの予算措置の見通しを把握するための概算経費（案）を作成し、JICAの確認を経たものをMPWT及びMEFへ提案・協議し、本事業の整備対象施設について合意すること。

（１３） 事業対象範囲の検討

- 隣接する事業の状況や対象を確認し関係者と調整を行った上で、本事業の事業対象範囲を整理すること。事業対象範囲の整理にあたっては、想定される選択肢毎に、リスク、事業効果、概算事業費の観点で分析を行うこと。事業対象範囲の整理はJICAの確認・了解を得た上で概略設計前に行う。
- また、事業対象範囲の検討にあたっては、異なるカンボジア側関係機関、部局との丁寧な調整が想定されるため、調整枠組についてMEF、MPWTをはじめとするカンボジア側と検討すること。また、本調整についてはJICAにも事前に相談すること。
- 特に検討が必要な事業コンポーネントは以下のとおりであり、先行調査を踏まえて各コンポーネントの検討方針についてプロポーザルにて提案すること。
 - メコン架橋のアクセス道路：
韓国支援によりプノンペン都においてメコン川を渡河する橋梁を建設する工事が計画されている。本事業で建設するメコン川を渡河する橋梁とはアクセス道路で接続予定。特に、アクセス道路の建設を本事業の対象とするのか、韓国支援の対象とするのかについては確認が必要。また、アクセス道路の整備にあたっては、MPWT は既存道路の改良・拡幅を想定しているが、対象

とする道路の範囲・区間についても、同地域の開発計画等も踏まえて確認すること。

- 国道1号線の整備対象範囲：

メコン川とタイ湾をつなぐ運河を建設する「フナン・テチヨ運河事業」が計画されている（詳細については先行調査を参照すること）。本運河は、本事業対象の国道1号線と交差する予定。国道1号線とフナン・テチヨ運河交差部の橋梁に関する情報について確認し、国道1号線と同橋梁の接続方法を確認する。交差部の橋梁については本事業の対象外とすることを想定するが、カンボジア側からの要請や詳細な情報提供があった場合には、その扱いについてJICAと相談の上対応を検討する。

また、フナン・テチヨ運河建設との関係で、同運河以東の区間に係る対応についてもJICAと相談の上検討する。

- フライオーバー

本事業においては3か所のフライオーバーの建設が想定されている。他方で、MEFからは都心部の交通実態を鑑み、フライオーバーの始点・終点に関する代替案や、2か所のフライオーバーを1つに繋げる案などが提案されている。また、近隣住民に対する騒音及びプライバシーの侵害への対応から、アンダーパスの可能性も挙げられている。先行調査の結果をレビューした上で、フライオーバーに関する変更の必要性有無について確認すること。

- その他国道1号線主要交差点や人口密集地における代替案の検討

2025年4月に実施したカンボジア側とJICAとの協議において、国道1号線と環状3号線との接続部は、環状3号線がメコン川を渡河し中国企業による開発が進行中のプノンペン・バベット高速道路と接続するため、将来的な交通需要の増加が見込まれており、交通需要に対応したインターセクションの改良やフライオーバー設置について要望があった。同地点に関しては、MPWTにて接続部に係る概略設計を有していることから、同設計を踏まえた検討が必要となる。

加えて、国道1号線とプノンペン港、環状3号線に接続する道路の交差部においては、大型トラックが環状3号線方面に流出入することから、国道1号線を直進する車両との動線が交錯しており、インターセクションの改良またはフライオーバー設置に係る検討を求められている。

さらに、国道1号線沿線にあるいくつかの市場においては、狭い道幅に商店が密集し市場利用客で混雑している区間がある。こうした区間においては、道路拡幅に伴う被影響建物が多数発生することと想定されることに加え、歩行者への交通安全配慮の観点から、フライオーバーやバイパス案を検討する

よう求められている。

これら各地点においては、検討可能な代替案を比較・検討の上、カンボジア側との丁寧な協議により最適な選択肢を採用し、本事業のスコープを決定する必要があることから、本調査の開始早々に先方の問題意識を確認の上、代替案の比較表を作成し、カンボジア側と協議を行うこと。

（１４） 交通量調査

- 本業務においては、先行調査及び「プノンペン都総合都市交通管理能力強化プロジェクト」等における既存の交通量調査結果及び将来交通需要予測の内容を最大限活用するとともに、追加で必要となる交通量補完調査を実施すること。交通需要予測及び将来道路ネットワーク検討に際しては、最新の道路網計画を反映すること。本業務において実施することが想定される交通量調査について、プロポーザルにて提案すること。
- MEFからは、国道1号線対象地の交通需要予測の精度を高める観点から、つばさ橋～バベット（ベトナム国境）間の国道1号線区間においても交通量調査の調査対象に含めるよう要望されている。このため、既存の調査結果（「国道1号線及びベトナム国境付近における道路整備・関連施設整備等に係る情報収集・確認調査」（2019））を最大限活用する前提で、同区間の調査も実施すること。また、同区間の調査結果は国道1号線全体の中に位置づけ、現況の交通量及び将来の交通需要予測に係る国道1号線の全体像を押さえた上で、本業務の対象とする区間の事業効果を整理すること。合わせて、つばさ橋～バベット間についても同調査の結果を踏まえて将来的な改良・拡幅に関する提言を行うこと。
- 事業対象地の交通需要予測において、国道1号線と一部並行するプノンペンとバベットを結ぶ高速道路事業の交通需要について精度が高い予測を行うことが重要である。このため、本業務においては、国道4号線と国道4号線に並行する高速道路（プノンペン～シハヌークビル間）の現状を踏まえ、国道1号線からの高速道路への転換交通の割合を検討し、交通需要予測に反映する。なお、転換交通の割合を検討の際には、先行調査の結果も含め、複数の割合を検討し提案する。加えて、つばさ橋付近の国道1号線と国道14号線の交差点における交通量の増大が見込まれており、同交差点の交通需要についても確認すること。

（１５） 事業効果の検討

- 「資金協力事業 開発課題別の指標例（JICA、2020 年2 月）」を参照しつつ、本事業の運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の2 年後を目途とした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行うこと。

本事業における運用・効果指標としては、「年平均日交通量（PCU/日）」及び「所要時間（分）」を想定しているが、この限りではない。

- 本事業はカンボジアにおける過去の円借款案件と比較しても特に事業規模が大きく、事業の意義・必要性に関して丁寧な説明が求められる。この観点も踏まえ、プロポーザルで定量的・定性的な事業効果の指標を提案すること。なお、定量的な指標の提案にあたっては、因果関係が必ずしも明確でなくとも、幅広くアウトカム（目標）を示し得る定量指標に関する情報収集・検討を行うこと。提案に際しては特に以下の観点に留意すること。

①メコン架橋の整備による経済効果

メコン架橋の意義・必要性について説得力のある定量的な経済効果の算出が重要である。一例として、先行調査で実施したような車種毎の走行時間費用の短縮効果、走行経費削減効果の算出が考えられる。

②アレクサ市の都市開発への寄与

プノンペン都对岸のアレクサ市は、住宅地やリゾート開発を始めとして市街地化が進行しており、2040 年を目標年次とする都市計画マスタープランが作成されている。メコン架橋の建設により対岸地域のアクセス向上が見込まれ、アレクサ市の都市開発促進への寄与が想定されるため、アレクサ市開発への本事業の寄与についても定量的・定性的効果を図る指標を検討すること。その際、「プノンペン都総合都市交通管理能力強化プロジェクト」で改訂を支援中のアレクサ市が範囲に含まれるプノンペン都市交通マスタープランも参考にすること。加えて、アレクサ市においてはカンダール州や民間企業による開発計画等も参考にすること。

③ 南部経済回廊の物流交通円滑化への寄与

カンボジアはメコン地域を結ぶ南部経済回廊の中央に位置しており、首都のプノンペンを中心に西にタイへ繋がる国道5号線と、東にベトナムへ繋がる国道1号線が運輸・物流を支える回廊を成している。本事業の南部経済回廊における物流交通円滑化への寄与について、定量的・定性的効果を図る指標を検討すること。加えて、本事業により道路輸送・物流の円滑化が図られることによる経済効果に関しても定量的・定性的な効果として検討すること。指標を検討する上では、プノンペン都周辺の物流の全体像を把握する必要があることから、必要に応じ、物流拠点、運送業者、主要 SEZ 等へのヒアリング等を行い、物流の流れを把握した上で本事業による物流交通円滑化への寄与を検討することが望ましい。

なお、本事業の実施によって得られる本邦企業（本事業における受注企業以外）への裨益効果についても進出済み企業へのヒアリング等に基づき検討する（例：相手国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益、等）。

(16) 道路計画に係る検討

- 本業務においては、調査開始後速やかに先行調査の結果をレビューし、将来交通量や実施機関の方針等の要素を考慮した上で、車線数等に関する現在計画からの変更の必要性有無について確認すること。
- 本事業で対象とする国道1号線は、メコン川の堤防道路として機能している区間もあり、盛土で建設されている。時間経過の中で一定の沈下が見られるため、本業務においては、現道の高さの確認及び適切な嵩上げについて整理すること。必要に応じて測量も実施すること。
- 本事業で対象とする国道1号線の一部は、道路近傍で河岸浸食が発生している。先行調査等においては、MPWTが必要に応じて関係機関とも調整の上で河岸浸食対策について対応することを確認しているが、本業務においても、技術的観点から河岸浸食による本事業への影響を確認するとともに、影響の程度及び対策についてMPWTに提案の上、対応について協議すること。また、影響が大きい場合はバイパス案も検討するよう、カンボジア側から要望が出ていることも留意の上、代替案も含めた同区間の対応を検討すること。
- 本事業は、南部経済回廊を構成する国道1号線の改良・拡幅を行う事業である。交通量が多く且つ基幹道路を対象とすることから、本業務においては、本事業の工事が交通に及ぼす影響について分析を行い、工事による影響を最小限にするための方策を検討すること。

(17) メコン架橋に係る橋梁形式・架橋位置・架橋ルートの検討

- 本業務においては、先行調査の結果を参考とし、橋梁形式についてあらためて整理すること。橋梁形式の整理に関しては、各選択肢の比較表を作成の上で分析し、同分析に基づき関係者との調整を行うこと。分析にあたっては、船舶の航行許可範囲や航空機の安全航行に関する観点も含めて検討を行うこと。
- 架橋位置に関しては、プノンペン都側の環状2号線の位置及びプノンペン都对岸において建設が予定されている韓国が支援する橋梁事業及び環状2号線の建設予定地を踏まえて整理すること。
- 先行調査では、橋梁基礎周辺の洗堀等で問題となっている事例は確認されなかったが、本業務においても、メコン川を渡河する橋梁について、橋梁基礎周りの洗堀や浸食が問題となっている事例がないか確認すること。

(18) フライオーバー建設に係る検討

- 本業務においては、調査開始後速やかに先行調査の結果をレビューし、将来交通量

や国道1号線に接続する道路の現状及び今後の建設予定等の要素を考慮した上で、フライオーバーに関する変更の必要性有無について確認すること。

- フライオーバーに関し、近隣住民に対する騒音及びプライバシーの侵害の懸念があるため、本業務においては、遮音壁の設置など、フライオーバーにおける騒音及び近隣住民のプライバシー侵害に対する方策について検討・整理すること。
- また、特にプノンペン都中心部におけるフライオーバーの建設が必要な区間においては、歩行者が安全に道路を横断できる様、歩道橋等歩行者の動線確保の必要性についてカンボジア側より要望があったことから、必要に応じてフライオーバーの概略設計に同観点も含めること。

（１９）維持管理等に係る検討

カンボジアでは、2017 年に MPWT 内に発足した高速道路・大規模橋梁・投資局（Expressway, Mega Bridge and Investment Department : EXMID）が高度な維持管理技術を必要とする長大橋および特殊橋梁の維持管理を担当している。EXMID は年 1 回の頻度でつばさ橋（旧ネアックルン橋）の定期点検を実施しているものの、機材の不足やマニュアルの未整備により維持管理上の課題を抱えている。このため、本調査では、先方実施機関の人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況等の情報を確認の上で、先行事例として、つばさ橋に関し維持管理に係る課題・教訓の抽出・改善策の提案を行う。この上で、本事業で整備するメコン架橋の維持管理計画の方向性を検討する。尚、つばさ橋の維持管理については、2022 年度 道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査の結果も確認すること。

（２０）交通安全対策に係る検討

- 近年の交通量の増加に伴い、国道1号線では、狭隘な道路区間を多くの大型トラック、乗用車、バイクが通行し、交通渋滞とともに交通事故のリスクが深刻な課題となっている。このため、本調査では当該区間の周辺環境、交通状況、事故発生状況等を確認の上で、現在の課題を踏まえた道路計画・道路線形を検討すること。
- 本事業を通じて国道1号線の交通量が増加することが想定される。このため、本業務では、交通量増加に伴う交通安全への悪影響が生じないように、中央分離帯の開口部の設置、交差点改良、横断歩道橋・横断歩道の整備、その他交通安全施設の整備等の対策を検討すること。検討にあたっては、円借款「国道5号線改修事業」及び円借款附帯プロジェクト「幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト」の経験・教訓を参考にすること。
- 上記の完工後の交通安全対策に係る検討事項に加えて、施工期間中（工事中）の交通事故のリスクも深刻な課題となっている。施工期間中（工事中）の交通安全対策

に関しても、円借款「国道5号線改修事業」及び円借款附帯プロジェクト「幹線道路における道路交通安全改善プロジェクト」の経験・教訓も踏まえ、課題を踏まえた交通安全対策を検討すること。

- あわせて、アジア開発銀行（ADB）をはじめとする他ドナーによる交通安全の取り組み状況を把握の上、検討を進めることとし、調査や提案内容に重複可能性がある場合は発注者に相談すること。
- カンボジア側からは、上記の様な道路線形に加えて、3E（Engineering, Education, Enhancement）の観点からハード面のみならずソフト面についても交通安全啓発の必要性を感じていることから、上記技術協力プロジェクトや他ドナーの取り組みも踏まえて適切な交通安全方策をカンボジア側に提案・助言すること。

（２１）地雷及び不発弾対策

本事業対象地における地雷や不発弾の存在が事業進捗に影響を与える可能性がある。このため、本業務においては、地雷・不発弾調査に関しての情報を詳細に収集し、安全な工事計画を整理する。地雷や不発弾の調査および除去はカンボジア側の負担事項であることから、計画策定においては、実施機関と役割分担も含め調整を行うこと。

（２２）発注者によるファクトファインディングミッション及び審査に向けた支援

本調査の成果を踏まえ、発注者は、本体の円借款供与に対するファクトファインディングミッション（以下、「F/F」という。）及び審査を、それぞれ2026年9月頃、2026年11月頃に実施することを想定している。また、必要に応じて、発注者による調査ミッション（キックオフ、対象範囲の決定、レポート説明協議等）を実施する可能性がある。F/Fや調査ミッションの前に、調査の進捗報告を行うとともに、情報収集や本事業内容の検討に向けた支援を行うこと。また審査前に、発注者からの調査結果に関する情報提供依頼があれば速やかに回答すること。なお、F/Fや審査等の日程については変更の可能性があるため、時期については発注者に確認すること。

（２３）現地リソースの確認

本事業は規模が大きく、複数の工事を並行して進める場合には、リソースの不足がプロジェクトの進捗に影響を与える可能性がある。このため、本業務においては、現地の下請け業者や技術者のリソースを十分にあることを確認すること。また、確認結果に基づき、複数の工事が同時進行できるパッケージ単位を設定すること。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

- ① 要請関連資料及び先行する調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。特に先行する調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ② 現地調査開始時に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針・調査計画・便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- ① 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集・分析を行う⁴。
 - ・ 相手国の開発計画・当該セクターの上位計画等における事業の位置づけ
 - ・ 事業対象地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況
 - ・ 事業と関連する需給や関連する建造物の整備・維持管理の現状と今後の動向
- ② 上記①を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

(4) 自然条件調査、現地条件調査等

☒ 概略設計、事業実施計画、事業費の積算について必要な精度を確保し、また本事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査、現地条件調査等を行う。既存データを活用することを優先し、既存データが存在しない場合あるいは既存データでは十分な情報が得られない場合に現地での調査を行う。本調査については現地再委託にて実施することを認める。

- ① 気象・風況調査
- ② 自然災害調査
- ③ 水理・水文調査

⁴ 一般的に必要となる事項。対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正する。

④ 地形測量

⑤ 地質調査

対象構造物の計画、設計及び施工計画の検討に必要な地質状況等を把握することを目的として、地表地質踏査、ボーリング調査、標準貫入試験、地耐力試験、土質試験等を実施する。ボーリング調査では、必ずコアを全長に亘って採取すること。また、ボーリング柱状図とコア写真を成果品に含め、調査地点とその選定根拠及び支持層の判断根拠を明確にすること。本調査において、地すべりや活断層が想定される箇所が認められた場合には、発注者（注：JICA）と協議の上、調査箇所を追加することが望ましい。なお、ボーリングコアは、実施機関に提供し、工事完了まで保管することが望ましいが、実施機関と調整の上難しい場合は、調査の目的を達するまでの期間保管し、その後適切に破棄すること。

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、プロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要と判断される調査が考えられる場合、プロポーザルに含めることを認める。

（５）環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

① 環境アセスメント

（ア） 概要

JICA 環境社会ガイドラインに基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行 Environmental and Social Standard (ESS) 1 Annex 1 に記載のある内容を含めることとし、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025 年 3 月）」及び世界銀行の環境社会ポリシーを参考にする。相手国等（関係官庁・機関）がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。また影響評価の検討にあたっては、周辺事業・施設等に伴う派生的・二次的な影響、累積的影響並びに不可分一体事業、その他 Rights of Way に含ま

れないものの負の影響が想定される関連施設（採石場、土取り場、土捨て場、仮設ヤード、アクセス道路等）を検討対象とすると共に、緩和策の実施が新たな用地取得を伴う場合（例：住民移転の代替地や代替植樹地等）はその実現性も考慮すること。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案とドラフト・ファイナル・レポートの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

- (イ) 環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため 現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。
- ア) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - (a) 環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - (b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
 - (c) 関係機関の役割
- イ) 代替案（事業を実施しない案を含む）の初期的な比較検討
- ウ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- エ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目（乾期・雨期等の主な季節毎に対して調査すること）、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域（生物多様性重要地域（KBA）の調査含む）、土地利用、先住民族の生活区域及び社会環境（非自発的住民移転・用地取得、労働環境・事故等を含む社会経済状況）、越境の影響・気候変動等に関する情報収集。特に汚染対策、自然保護等に関しては、現地での測定（雨季及び乾季の2回）に基づくデータの収集を含む。）また、隣接する地域で環境社会配慮調査が過去に実施されている場合には、既存のデータも参照しつつ必要な情報・データを収集すること。
- オ) 影響の予測（定量的な予測を含むのが望ましい。）
- カ) 影響の評価及び代替案の比較検討（比較にあたっては環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析を含めること。）
- キ) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討
- ク) 環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成
- ケ) 予算、財源、実施体制の明確化
- コ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、

参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）。例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援すること。

サ) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間25,000CO₂換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計

シ) EIAを含めた苦情処理メカニズムに係る検討

ス) 情報公開に係る実施機関との調整

注：上記、ウ)～ク)は一連の検討に沿って作成する必要があるため、各評価項目（例：大気質、水質）はスコーピング、ベースライン調査、影響評価、環境管理計画、モニタリング計画等を通じて整合する必要があることに留意すること。

上記に加えて、実施機関と協議の上、実施機関に対する EIA 報告書及び環境チェックリスト案の作成支援、並びに環境認可申請に係る支援を実施する。

(ウ) 環境アセスメント報告書案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

② 住民移転計画

(ア) JICA 環境社会ガイドライン、世界銀行 ESS 5 及び相手国政府の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行 ESS 5 Annex 1 に記載ある内容及び以下ア)～サ)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 ESS 5 の Guidance Note for Borrowers や世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025 年 3 月）」を参考にする。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA 環境社会ガイドライン」と乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める

ア) 住民移転に係る法的枠組みの分析

(a) 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特

に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理メカニズムに関する乖離については必ず確認する。

イ) 住民移転の必要性の記載

(a) 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるための代替案を記載する。住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

ウ) 社会経済調査（人口センサス調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査）の実施

(a) 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

(b) 地籍・財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量、正規・非正規の別を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

(c) 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。

なお、受給権の確認にあたっては、先行する無償資金協力事業における補償の実績について被影響者側、並びにカンボジア政府側の記録の双方から把握した上で、カンボジア法制度上の取り扱いを確認する。

エ) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

(a) 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）を特定する。

(b) 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。

- (c) 損失のタイプ、損失の程度、補償・支援の受給権資格者、受給補償内容、責任機関等その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。
 - (d) ESS 5 で定義される再取得価格に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得価格と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
 - (e) 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。
- オ) 移転先地整備計画の作成（事業の中で移転先地を整備する場合）
- (a) 必要に応じて取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を地籍図・土地利用計画図等を基に選定し、住宅や社会基盤（上下水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。移転先地の選定にあたっては同立地の災害リスクを勘案する。また、移転先地整備に伴う環境アセスメント、緩和策、環境管理計画を作成する。
- カ) 苦情処理メカニズムの検討
- (a) 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。
- キ) 実施体制の検討
- (a) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。
 - (b) 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、不十分な場合は能力強化策を提案する。原則として整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道・通信等のメンテナンスの責任を持って行うことについて、実施機関、自治体等から承諾を得る。

ク) 実施スケジュールの検討

- (a) 補償金や転居に必要な支援（転居費用等）を提供し終え、移転先地のインフラ整備や社会サービス（学校、医療等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

ケ) 費用と財源の検討

- (a) 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

コ) モニタリング・事業終了評価方法の検討

- (a) 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- (b) 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- (c) 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

サ) 住民参加の確保

- (a) 社会的弱者（女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループを含む）や移転先住民族にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費等に含むこととする。

(イ) 住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

(ウ) なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転

計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

（６）ジェンダー視点に立った調査・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き『運輸交通』」を参考に、事業対象地域のジェンダーに関連する社会規範・慣習を踏まえ、本事業で想定する裨益者の男女で異なるニーズや課題等について調査する。また、実施機関における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組み（本事業におけるジェンダー視点に立った設計・仕様・取組の反映、本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映を検討する。具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

- ① 本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。
- ② ジェンダー視点に立ったアウトプット（運用・効果）設定の必要性を検討する。
- ③ ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

調査項目として、以下の項目について確認・検討を行う。

- １） ジェンダー関連の政策・制度
- ２） ジェンダー別の利用者のニーズや課題
- ３） 他の大型インフラ案件におけるジェンダー視点の取組状況
- ４） 工事労働者の同一労働、同一賃金の徹底：女性の雇用促進策、待遇等
- ５） 想定される従業員のジェンダー別の職種（賃金水準）等の差異の有無
- ６） 住民移転説明会におけるジェンダーバランス、ジェンダー視点からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な状況把握、寡婦世帯など脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置や女性のエンパワメント促進に向けた取組の検討

本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

(7) 障害視点に立った調査・計画

カンボジア国では、「障害者雇用率と障害者の募集手続きに関する決定の政令 25」に基づき、100 名以上の従業員を有する企業では全企業員数の 1%以上は障害者を雇用する必要がある。技術者の雇用において、障害者の雇用を保証できるよう、検討する。加えて、同国の国家障害戦略計画において、公的施設や市場、病院、駐車場、トイレ等のアクセシビリティの基準とガイドラインの開発を進めるよう明記されていることから、設計においても、障害の視点を組み込むことを検討する。

(8) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析⁵

☒ 本事業は事業実施により気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。

☒ 「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。

本事業の実施により、渋滞緩和、物流の効率化等が期待され、温室効果ガス排出量削減へ貢献、また相手国の気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（緩和策・適応策）と位置づけられる可能性があることから、「JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」と（8.道路）を参照し、気候リスクの分析（気候変動影響の予測を含む）、追加的な適応オプションの検討、及び裨益人口の推定を行う。また、同ツール（緩和版）（4. 道路、橋梁などによる渋滞緩和）を参照し、温室効果ガス排出削減量の推計を行い、結果及びそのバックデータを、発注者に提出する。加えて、気候変動対策緩和策／適応策に資する案件と位置付けられる場合は、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contributions）を確認の上、先方政府・実施機関との認識共有を行う。

(9) 代替案の検討

☒ 上記各種調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性・施工性・維持管理・環境社会面の影響の回避／最小化等の観点から、「事業を実施しない」

⁵ パリ協定に基づき、対象国は「国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contribution）を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。

案も含め、必要な代替案の検討を行う。代替案に関しては、既述の環境社会配慮委員会で議論を行う予定としていることを踏まえ、プロポーザルで想定される代替案を提案する。代替案は橋梁建設位置と国道 1 号線の改良・拡幅を分けて提案する。

(10) 概略設計

- 上記各種調査や既存事業等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計の実施に当たっては、本事業に係る設計方針（設計基準等の設計条件を含む）を提案し、発注者と協議し承諾を得たうえで、相手国政府・実施機関に説明を行う。
- ① 道路線形設計（含むアクセス道路）（国道 1 号線約53km、メコン河対岸部におけるメコン架橋へのアクセス道路約4km、舗装設計、平面交差点設計等を含む）
- ② 橋梁概略設計（メコン架橋、橋梁接続部のフライオーバー 1 か所、インターチェンジ・ランプの設計含む）
- ③ 橋梁接続部を除く国道 1 号線上のフライオーバー設計（上部工・下部工の概略構造計算を含む）
- ④ 完成予想図（必要に応じBIM/CIMを活用したCG等）
 - 意思決定を補助する目的でのビジュアル作成
 - 概略設計後の完成予想図の作成

(11) 事業実施計画の策定

- 上述の業務を踏まえ、以下の事業実施計画を策定し、発注者の承諾を得る。
- ① 施工計画
 - 建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。
 - 施工計画の策定にあたっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえること。
 - 想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮すること。
- ② 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画
 - 安全対策に係る相手国の法令及びJSSSを参照の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を策定する。
 - 相手国側の対応が求められるような、用地確保や交通規制等の事項について

ては、対応をとるべき当事者、調整が必要な相手国関係機関を整理すること。

③ 資機材調達計画

- 本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する。
- 施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含めること。

④ 事業実施スケジュールの策定

- 施工計画、資機材調達計画、相手国政府・実施機関が行う手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。
- バーチャート上には、施工・調達に当たって重要な項目及び環境社会配慮や森林・休耕地を含む耕作地・使用許可・用地取得等の外部条件を整理して明記すること。その際には、施工に当たって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保並びに施工に必要な工事用道路構築等に要する期間を適切に反映すること。

(12) 本邦技術の活用可能性の検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

① 事業における技術的ニーズ

- 本事業に期待される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、必要に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。

② 活用可能な本邦技術・工法

- 本邦技術・工法について、効果・機能・本邦の優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術を整理する。

競合国企業の技術レベル・施工実績等も整理する。

③ 相手国が活用を希望する本邦技術・工法

- 相手国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果・機能・本邦の優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術を整理する。

④ 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

- 上記検討及び相手国政府・実施機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、整理する。

⑤ 本邦調達比率の算定

- 本邦調達比率（全体・各パッケージ）を算定のうえ、パッケージごとの本邦企業の参入可能性を整理する。

(13) 事業費の積算

- 事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表（積算総括表）のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し承諾を得る。

① 事業費項目

- 基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。
 - (ア) 本体事業費
 - (イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション
 - (ウ) 本体事業費に関する予備費
 - (エ) 建中金利
 - (オ) フロントエンドフィー
 - (カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
 - (キ) その他1（融資非適格項目）
 - ア) 用地補償等
 - イ) 関税・税金
 - ウ) 事業実施者の一般管理費
 - (ク) その他2（融資非適格項目※）
 - ア) 完成後の委託保守費
 - イ) 初期運転資金
 - ウ) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
 - エ) 他機関建中金利
- ※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

② 事業費の算出

- 事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール（Excelファイル）の様式にて作成し、提出する。なお、同様式の動作環境は、64bit版Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOSは推奨しない）。提出後はデータを消去すること。

③ 積算総括表の作成

- 上記②を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得る。

④ 直接工事費・諸経費の内訳の整理

- 直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費⁶（共通仮設費、現場管理

⁶ 諸経費については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）

費、一般管理費等）の内訳について、積算根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに整理し、発注者に提出する。

⑤ 事業費にかかるコスト縮減の検討

- 事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

⑥ 類似事業との事業費等の比較

- 事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・実施機関等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。
 - 実施時期
 - 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
 - 設計条件・仕様
 - 入札方法（Pre-Qualification：PQ基準、国際入札／国内入札等）
 - 契約条件（総価方式／BQ方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
 - 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

（１４）調達計画の策定

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計・施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出し、発注者の承諾を得る。
- 調達ガイドライン及び標準入札書類の内容を踏まえ、将来のコントラクター応募の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。
- 調達計画について、以下の情報整理と検討を行う。なお、下記②～④の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

① 相手国における当該類似事業の調達事情

- 本事業で実施される類似工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- 現地コントラクターの一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）

② 入札方法、契約条件の設定

- 調達方式

- 契約約款
- 契約条件書等の設定の基本方針
- 適用する標準入札書類等
- ③ コンサルタントの選定方法案
 - International Consultantsの採否
 - ショートリストの策定方法
 - コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等
- ④ コントラクターの選定方針案
 - 資格要件の検討
 - 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
 - Local Competitive Bidding（LCB）の採否 等

（１５）事業実施体制の検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

相手国にて実施されている類似業務（道路・橋梁の整備事業）の実施体制や制度などを調査・把握し、相手国政府の評価を通じて、本事業実施に必要な体制を検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

１）組織体制

相手国実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制や、相手国で実施されている道路・橋梁セクター整備に係る類似事業の実施体制、制度を把握した上で、本事業における組織体制の在り方について検討する。

２）財務・予算体制

相手国実施機関及び運営維持管理機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理し、本事業における体制の在り方について検討する。

３）技術体制及び支援の必要性

相手国実施機関及び運営維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理し、本事業における技術体制の在り方及び、施工・調達等にかかる技術的な支援の必要性について検討する。

４）類似事業の実績

相手国実施機関が主体となった同規模の事業実績（実施中含む）において確認された課題・教訓を整理し、本事業における対処方針を検討する。

５）実施段階における技術支援の必要性

事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

(16) 運営・維持管理体制の検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

1) 組織体制

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制や、相手国で実施されている道路・橋梁セクター整備に係る類似事業の運営維持管理体制、制度を把握した上で、本事業における体制の在り方について検討する。

2) 財務・予算体制

運営・維持管理機関の財務状況、予算の実績・開発計画における見通し等を整理し、運営・維持管理体制の財務的持続性を検討する。

3) 技術体制及び支援の必要性

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理し、本事業における体制の在り方及び維持管理等にかかる技術的な支援の必要性について検討する。

4) 類似事業の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称・規模・立地地域等を整理する。

5) 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度・手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たり、技術的な支援の必要性について検討する。

(17) 実施機関負担事項の整理

1) 用地の取得・確保（作業用地・土取り場・土捨て場等を含む）

事業実施に必要となる用地について、所有者・規模・位置・アクセス方法・取得完了予定時期・実施機関の責任／役割を整理する。作業用地・土取り場・土捨て場については、位置・規模の概略を確定する。

特に、土取り場に関しては、土取り場として確保された用地に対してロイヤリティが課される場合があり、左記の点も踏まえ実施機関の責任／役割を整理する。

2) 住民移転（住民移転が生じることが判明した場合）

既存の地籍図等を基に合法／非合法別の移転規模・移転完了時期・実施機関の責任／役割を整理する。

3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）・占有物件管理者・実施機関の責任／役割を整理する。

4) 地雷及び不発弾除去

地雷及び不発弾除去について、調査結果を踏まえ実施機関及び関係機関の責任／役割を整理する。

5) 事業実施に必要な許認可

事業実施に必要な許認可について、許認可権者・許認可取得に要する期間・実施機関の責任／役割を整理する。

6) 事業実施上の規制（工事安全・環境等を含む）

事業実施上の規制について、規制権者・実施機関との関係を整理する。

（18）免税措置の調査

- ☒ 相手国での先行する有償資金協力事業における免税対応も参考に、本事業における免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、整理する。

（19）事業実施段階における施工上の安全対策の検討⁷

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制及び関連の各種基準を調査するとともに、JSSSの最新版⁸を参照する。JSSSは円借款事業で一般的に発生する工種や現場の状況における工事安全上の最低限の要求事項を示したものであり、有償資金協力事業の建設工事を伴う契約の一部として使用することが広く推奨される。

- 相手国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）について、対応をとるべき当事者・調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

（20）リスク管理シート（Risk Management Framework）の作成

- ☒ 審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート（案）を

⁷概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負う。

⁸ JSSSは、仏語圏／西語圏、FIDIC契約約款を用いない契約など、一部の円借款事業においては適用することを想定していないが、その内容に鑑み、本事業の実施段階での適用如何に依らず、内容を十分に理解した上で調査を実施する。

作成する。

- 概して開発途上国における円借款事業は、案件実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこの影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階及び実施（案件監理）段階において発生しうる問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定及び対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本調査においては、JICA が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏めること。

（２１）本事業実施に当たっての留意事項の整理

☒ 本業務では以下のとおり対応を行う。

- 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えと考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。

（２２）コンサルティング・サービスの提案

☒ 本業務では以下のとおり対応を行う。

- 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模⁹について検討し、その内容について、報告書には記載せず、発注者へ別途提出する。
- コンサルティング・サービスの内容は、詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転、環境社会配慮、運営・維持管理計画策定等を想定している。コンサルティング・サービスの規模（業務人月）も含める。また、発注者が提供する最新のTORサンプルを参照してコンサルティング・サービスのTOR（案）を作成する。

（２３）事業効果の検討

第３条（１５）の内容を踏まえて、本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価する。なお、開発効果のうち、中長期的なアウトカム（目標）について、因果関係が必ずしも明確でなくとも、幅広くアウトカムを示しうる定量指標に関する情報収集・検討を行う。

なお、IRR の算出は、別途発注者から提供される IRR マニュアルを参考とす

⁹ 規模は「業務人月」とする。

る。（同マニュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。）

1) 定量的効果

☐ 運用・効果指標

「資金協力事業 開発課題別の指標例（JICA、2020 年 2 月）」を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の 2 年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記を想定するが、その他にも有益な指標があれば適宜提案する。

- ・年平均日交通量（PCU/日）
- ・所要時間（分）
- ・メコン架橋の整備による経済効果
- ・アレクサ市の都市開発への寄与
- ・南部経済回廊の物流交通円滑化への寄与

☐ 内部収益率（IRR）

本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。また調査対象事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。算出に当たっては発注者から提供される「IRR（内部収益率）算出マニュアル」に準拠する。なお、IRR 算出にかかる以下の詳細については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

- ・計算根拠（算出における仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
- ・算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）

2) 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。特に、第 3 条（15）で記載したメコン架橋の整備による経済効果、アレクサ市の都市開発への寄与、南部経済回廊の物流交通円滑化への寄与についても定性的効果を示す。その際、本事業の実施によって得られる本邦企業（本事業における受注企業以外）への裨益効果についても進出済み企業へのヒアリング等に基づき検討する（例：相手国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益、等）。

（24）本邦企業説明会の実施

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本事業に関する事業概要の説明と企業の参画意向の調査を目的として、

本邦企業説明会を開催する。

- 同説明会開催にあたって、資料案を事前に作成し、発注者とすり合わせる。
- 発注者の指示のもとで、必要に応じて同説明会実施にかかる運営事務（案内、説明会記録作成、企業等への連絡・調整等）や同説明会場における質疑対応等を行う。

（２５）プルーフエンジニアリング実施のための資料作成

☒ 本業務では以下にも留意する。

- 対象：本業務の成果物は、発注者が別途契約するコンサルタント（P/Eコンサルタント）による照査と、専門的知見を有する有識者・学識者や経験豊かな国内発注機関の技術者等で構成される国内支援委員による妥当性の確認及び国内支援委員会の対象となる。
- 確認事項：P/Eでは特に以下の点に注意し、調査内容や成果物の質の向上を図る。
 - ① 事業費の適切性
 - ・ 積算基準/単価/諸経費の計上
 - ② 工期設定の適切性
 - ・ 関係機関・関連工事とのスケジュール調整（工期、瑕疵通知期間等）
 - ・ 工事に関連し移設等が必要なユーティリティの把握
 - ・ 休止期間/施工可能時間の設定（例：雨季/乾季、現地の連休等）
 - ③ 施工計画、資機材調達計画の適切性
 - ・ 調達施工方法（パッケージ分け、入札方式、適用予定の工法等）
 - ・ 技術仕様（適用予定の技術基準・仕様、本邦技術等）
 - ・ 必要な資材の調達先、品質、供給量、運搬ルート等の検討、等
- 実施時期：P/Eは、本調査の①～③の段階において実施する。
 - ① インセプション・レポート（IC/R）提出時
 - ② インテリム・レポート（IT/R）提出前後
 - ③ ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）提出前後
- 国内支援委員会の運営事務等：受注者は、同委員会の開催に当たり委員会への出席、資料準備、議事録作成などの運営事務を行う。ここで、説明資料は事前に発注者の確認を得ること。また、同委員会では受注者から技術面や調査方針等について説明を行い、P/Eコンサルタント及び国内支援委員からの助言・意見を受け、発注者と協議の上、調査・事業計画に反映する。尚、国内支援委員の国内支援委員会への出席に係る謝金の支払いは発注者が行う。

- 現地踏査支援：調査初期段階であるIT/R提出前までにP/Eコンサルタント及び国内支援委員による現地踏査を行うことで、成果物照査、技術的助言の深度化を図る。受注者は、発注者と協議の上、現地での視察スケジュールの作成や調整、現場案内を行う。尚、国内支援委員の現地踏査にかかる渡航費・日当・宿泊費等の支払いは発注者が行う。
- スケジュール：受注者は、P/Eの結果を踏まえて各成果物に必要な修正を行う。なお、P/Eコンサルタント及び国内支援委員による成果物照査・妥当性確認には原則2週間程度（IC/Rにおいては約1週間程度）を要する。受注者は、P/E結果を踏まえた修正作業の期間を考慮して、各成果物の提出時期を設定すること。

（２６）報告書等の作成・説明

- 上記の作業を踏まえて、「第５条 成果品」に記載の報告書等10を作成の上、発注者の承諾を得る。
- 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

（２７）調査データの提出

- 業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

第５条 成果品

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word又はPDFデータも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。
- 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

¹⁰ 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権について、実施機関への照会等を通じて調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	契約締結後 1 ヶ月前 初回現地調査前	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
インテリム・レポート	2026 年 1 月	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート	2026 年 7 月	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
デジタル画像集	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
ファイナル・レポート (F/R) (先行公開版)	契約履行期限末日	日本語	CD-R	1 部
			電子データ	
		英語	CD-R	1 部
			電子データ	
ファイナル・レポート (F/R) (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	製本	10 部
			CD-R	1 部
			電子データ	
		英語	製本	15 部
			CD-R	1 部
			電子データ	
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	別途指定	
環境チェックリスト (調査方針)	契約締結後 2 ヶ月以内	日本語	電子データ	
環境社会配慮助言委員会スコ	助言委員会のスコーピン	日本語	電子データ	

ーピング資料	グ・ワーキンググループ 開催の2ヵ月前まで			
環境アセスメント案、住民移 転計画案	助言委員会のドラフト・ ファイナル・レポート・ ワーキンググループ開催 の2ヵ月前まで	英語／ 相手国の 公用語等	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポ ート（環境社会配慮部分）	助言委員会のドラフト・ ファイナル・レポート・ ワーキンググループ開催 の2ヵ月前まで	日本語	電子データ	

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

（２）インセプション・レポート

- 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容

（３）インテリム・レポート

- 事業の背景・経緯、事業実施の必要性・妥当性、最適案、事業費、環境社会配慮、自然条件調査等

（４）ドラフト・ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果¹¹、要約

（５）デジタル画像集

- 各画像にキャプションを付した事業対象サイト等のデジタル画像集

（６）ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果、要約
- 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイルを含める。レポートの冒頭に、10ページ程度の調査結果の要約を含める。
- 本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA様式による

¹¹ 概略設計成果、及び分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイルを含める。

収集資料リストを付した上でファイナル・レポートと同時に提出する。

(7) ファイナル・レポート（先行公開版¹²⁾）

- ファイナル・レポートのうち、一定期間非公開となる情報を除いた内容
- 原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。
 - 事業費積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれる積算関連情報
 - 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
 - 民間企業の事業や財務に関わる情報

(8) 調査データ

- 事業費算や内部収益率（EIRR/FIRR）の算出根拠が含まれるデータは、Excel形式。位置情報¹³⁾の含まれるデータは、KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式とする。Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせて提出する。

(9) その他の提出物

1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録（M/M）を作成し、発注者に5営業日以内に提出する。JICA 本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10 日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）を発注者に提出する。

2) 業務従事月報

JICA 規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までに発注者に提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを発注者（現地調査の場合で現地に JICA 事務所がある場合は当該事務所の事務所長も含む）に速やかに提出する

4) 環境社会配慮関係資料

¹² JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

¹³ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

➤ 環境チェックリスト（調査方針）

記載内容：第4条（5）「環境社会配慮に係る調査」に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

➤ 環境社会配慮助言委員会スコーピング資料

記載内容：第4条（5）「環境社会配慮に係る調査」の机上調査部分（代替案検討、スコーピング等）及び今後の調査スケジュール。

➤ 環境アセスメント案、住民移転計画案

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

➤ ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分含）

記載内容：調査結果の全体成果、要約（環境チェックリスト案による要約を含む）

5) その他

上記の提出物のほかに、第4条及び第5条報告書に記載せず別途発注者に提出することとした情報や、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	気象・風況調査		一式	本見積
2	水理・水文調査		一式	本見積
3	地形調査		一式	本見積
4	地質調査	地表地質踏査、ボーリング調査、標準貫入試験、地耐力試験、土質試験等	一式	本見積
5	環境社会配慮調査	環境社会の状況確認、環境社会配慮制度・組織の確認、影響の予測・評価及び代替案、緩和策、環境管理計画（案）・モニタリング計画（案）、予算、財源、実施体制の明確化、ステークホルダー分析及びステーク	一式	定額計上

		ホルダー協議の開催支援、住民移転計画に係る調査（法的枠組みの分析、社会経済調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査、損失資産の補償・生活再建対策立案、移転先地整備計画作成、住民参加の確保、苦情処理メカニズムの検討、実施体制・スケジュール検討等）、情報公開に係る実施機関との調整等		
6	交通量調査		一式	本見積
7	経済効果調査		一式	本見積

第7条 機材の調達

☒ 本業務の遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名： カンボジア（カンボジア王国）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名： プノンペン都、カンダール州
- (3) 案件名： 国道 1 号線・メコン架橋整備計画（National Road No.1 and Mekong Bridge Development Project）
- (4) 事業の要約：

本事業は、プノンペン都とベトナム国境を結ぶ国道 1 号線のうちプノンペン都ーネアックルン間において道路改良・拡幅及びメコン架橋を建設することにより、対象地域における道路輸送・物流の円滑化を図り、同国における南部経済回廊の連結性向上に寄与することを目的とする。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における道路セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

カンボジア王国（以下、「カンボジア」という。）はタイとベトナムを結ぶ南部経済回廊の中央に位置しており、地域的な物流の中継基地となることが期待されている。カンボジアの国内輸送の中心的な役割は道路が担っているが、国道・州道の舗装率は約 56%（2022 年、Overview of the Transport Infrastructure Sector in the Kingdom of Cambodia）と低く、4 車線以上の主要国道の延長距離も国道全体の 1 割以下にとどまり、経済発展に伴い近年増加している交通量に対し、道路インフラ整備の遅れが円滑な物流の妨げとなっている。

特に、プノンペン都とベトナム国境を結び南部経済回廊の一部を成す国道 1 号線は地域交通の要衝だが、多くの区間は片側 1 車線の道路であり、十分な幅員が確保されていない。近年、都市圏の拡大及び人口増加に伴い交通量が増加しており、現在の道路容量では、国道 1 号線が南部経済回廊上のボトルネックとなることが予測されている。

カンボジア政府は、運輸交通・物流分野の総合計画である「包括的インターモーダル運輸・物流システムマスタープラン 2023-2033」（Comprehensive Intermodal Transport and Logistics System Master Plan 2023-2033。以下、「CITL-MP」という。）

（2023 年 8 月）において、国道の建設・改良事業およびプノンペン都周辺におけるメコン架橋事業を優先事業に掲げ、プノンペン都を中心とした周辺国との連結性の向上を目指している。

国道 1 号線・メコン架橋整備事業（以下、「本事業」という。）は、南部経済回廊の一部を成す国道 1 号線において、プノンペン都中心部・郊外部の道路の改良・拡幅

及びメコン架橋の建設を行い、輸送能力の増強及び輸送効率の改善を通じた南部経済回廊上の輸送・物流の円滑化を図るものであり、カンボジア政府が進める CITL-MP の達成に必要な優先度の高い事業として位置づけられる。

なお、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」では、適応活動の一つとして気候変動の影響に強靱な道路の建設及び維持管理を目標として挙げており、本事業と矛盾がない。

（２）道路セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

我が国は、「対カンボジア王国国別開発協力量針」（2024 年 4 月）で「経済成長をもたらす産業の変革と発展」を重点分野とし、「物流（道路、港湾、税関など）の円滑化による連結性強化」に取り組むとしている。「対カンボジア王国 JICA 国別分析ペーパー」（2025 年 1 月）では「ベトナム及びタイとの輸送力強化のためのインフラ整備」を重点課題と分析し、本事業はこれら方針、分析に合致する。国際的な物流のネットワーク強化を図る本事業は、JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）「運輸交通」にも合致する。本事業は物理的連結性を向上させるものであり、「自由で開かれたインド太平洋」における「多層的な連結性」の取組の柱に位置付けられる。

JICA は無償資金協力「国道 1 号線改修計画（第一期～第四期及び都心区間）」（2005～2017 年）、「ネアックルン橋梁建設計画」（2010～2016 年）により国道 1 号線の整備を支援し、技術協力で道路維持管理、交通安全対策に係る能力強化に努めている。

（３）他の援助機関の対応

アジア開発銀行は、本事業対象区間東端のつばさ橋（旧ネアックルン橋）からベトナム国境の道路改修を実施。韓国はプノンペン都でカンボジア韓国友好橋を整備予定（2028 年開通予定）。中国は、国道 1 号線と並行するプノンペン―バベット間の高速道路（2027 年 12 月完工予定）を Build Operate Transfer（BOT）方式で整備している。

（４）本事業を実施する意義

本事業は、当該国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、持続可能な開発目標（SDGs）ゴール 9（強靱なインフラ・工業化）に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

また、日本企業はプノンペン都を中心にカンボジアに進出している中（カンボジア日本人商工会員数は 2024 年 10 月時点で 248 社）、本事業により、同国ひいてはメコン地域の物流大動脈としての機能を期待される南部経済回廊の改善を図ることは、物流円滑化及び同回廊上に位置するプノンペン港へのアクセス改善により、輸送時間が短縮する等、日本企業の活動を下支えすることに繋がる。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的：本事業はプノンペン都とベトナム国境を結ぶ国道1号線のうちプノンペン都ーネアックルン間において、道路改良・拡幅及びメコン架橋を建設することにより、対象地域における道路輸送・物流の円滑化を図り、もって南部経済回廊の連結性向上に寄与するもの。

②事業内容

ア) 既存道路の改良・拡幅（フライオーバー部を含む）

イ) 橋梁の建設

ウ) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、環境社会配慮支援等）

③事業実施機関／実施体制：公共事業運輸省（Ministry of Public Works and Transport :)

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	環境社会配慮助言委員会に対する方針（含む代替案（メコン川渡河位置、国道1号線ルート））	第3条（8）
2	運用・効果指標に係る提案（交通量調査／経済調査等）	第3条（14）、（15）
3	本邦技術・デジタル技術の活用に関する検討	第3条（7）、（9）
4	調査期間短縮に向けた効率的な業務工程の検討	第3条（10）
5	自然条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所要期間）	第4条（4）
6	事業コンポーネントに係る代替案検討	第3条（13）、（16）、（17）、（18）、（20）

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：カンボジア国またはアジア地域における道路・橋梁案件に係る協力準備調査等

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4－3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4－4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（1号）】

- ① 対象国及び類似地域：カンボジア国及びASEAN地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

項目	時期	2025 年		2026 年				
協力準備調査	7 月 ▲ 環境助言 委員会	9 月 ▲ IC/R	1 月 ▲ IT/R	2 月 ▲ 環境助言 委員会 WG	7 月 ▲ DF/R	8 月 ▲ 環境助言 委員会 WG	10 月 ▲ F/R	

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約 98.5 人月

2) 渡航回数を目途 延べ 75 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

1	気象・風況調査
2	水理・水文調査
3	地形調査
4	地質調査

5	環境社会配慮調査
6	交通量調査
7	経済効果調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 公開資料

・無償資金協力「国道1号線（プノンペン～ネアックルン区間）改修計画」（2005-2017）

（基本設計調査）<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000164947.html>

（予備調査Ⅱ）

https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_109_11795663.html

（事業化調査）

https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_109_11869088.html

（準備調査）<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000003532.html>

（事前評価表）

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_1360610_1_s.pdf

（事後評価報告書）

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2020_1360610_4_f.pdf

・技術協力プロジェクト「住民移転のための環境社会配慮能力強化プロジェクト」（2010 - 2012）

（事業完了報告書）<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009531.html>

（終了時評価報告書）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009520.html>

（事前評価表）

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_0900376_1_s.pdf

・有償資金協力「国道5号線改修事業」（2013-）

（準備調査・和文要約）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013813.html>

（英文報告書）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013814.html>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013815.html>

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013816.html>

（事前評価表）https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_CP-P13_1_s.pdf

- ・技術協力プロジェクト「道路・橋梁の維持管理能力強化プロジェクト」（2015-2018）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000034992.html>
- ・円借款附帯プロジェクト「道路分野における環境社会配慮に関する実施能力向上プロジェクト」（2017-2020）
 （完了報告書）
https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_109_12326989.html
https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_109_12326997.html
- ・「物流システム改善に係る情報収集・確認調査」（2017-2018）
 （和文要約）https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_109_12340154.html
- ・技術協力プロジェクト「物流システム改善プロジェクト」（2018-2023）
 （最終報告書）<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000050498.html>
- ・「国道1号線及びベトナム国境付近における道路整備・関連施設整備等に係る情報収集・確認調査」（2019）
 （国道1号線）<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042763.html>
 （国境付近）<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042778.html>
- ・「プノンペン都市交通に係る情報収集・確認調査」（2021-2023）
https://openjicareport.jica.go.jp/710/710/710_109_12371753.html
- ・「道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査」（2022）
https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_000_12384236.html
- ・「カンボジア国南部経済回廊（道路・橋梁セクター）に係る情報収集・確認調査」（2024年）
 （和文要約）<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000054390.html>
 （英文要約）<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000054392.html>
 （和文報告書）<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000054391.html>
 （英文報告書）<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000054393.html>

（5）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有

2	通訳の配置（カンボジア語⇄英語）	無 ※ C/Pとの間では英語可ですが、プロジェクトサイトでのコミュニケーションはカンボジア語となる場合があります。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

- １）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カンボジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

475,573,000 円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費

や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、
自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります(40,000,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して
契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載く
ださい。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は
別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロ
ポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者から
の見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を
確定します。

	対象とす る経費	該当箇所	金額(税抜 き)	金額に含まれる範 囲	費用項目
1	環境社会 配慮調査	「第3章 プロ ポーザル作成に 係る留意事項 2. 業務実施上 の条件 (3) 現 地再委託」	40,000,000 円	環境調査費一式	現地再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)